

第 6 回点検・評価委員会 報告内容（「資料 4」抜粋）

財務面及び労務面に特化した専門的な指導・監査について

【財務面の指導・監査】

- ・ 8月頃から財務監査基準のイメージなどを検討し、財務監査の進め方及び基準の骨子について、9月を目途に点検・評価委員会に報告を行います。
- ・ その後、公募により委託事業者を決定し、基準の骨子をもとに仮基準を作成し、研修等を実施した後に、来年1月より試行的に立入調査を実施し、検証を行います。仮基準の内容については、試行的に立入調査を実施する前に、点検・評価委員会に報告を行います。
- ・ 今年度の検証を踏まえ、来年度、財務監査基準を策定し、本格的に立入調査を開始します。
- ・ 令和5年度末までに、全ての事業者の財務監査を行います。

※ 一部加工の上、下線部を追記

① 財務監査の目的

公認会計士・税理士などの専門的な知見・経験を有する者が、児童育成協会が今後策定する財務面の監査に特化した指導監査基準（財務監査基準）に基づき、企業主導型保育施設において助成金の不正使用や不適切な会計処理などが行われていないかを明らかにすることを目的として実施する。

② 通常監査（経理編）と財務監査との関係

通常監査（経理編）

児童育成協会の職員が、保育施設の運営を行う上で会計処理が適切に行われているかについて、主に基本的な事項や形式的な内容（帳簿書類や決算書類があるか等）を中心に確認を行うもの。

財務監査

公認会計士・税理士などの専門的な知見を有する者が、保育施設における帳簿書類や決算書類等を確認した上で、会計処理の具体的な手続き内容や助成金の不正使用等が行われていないかについて確認を行うもの。

財務監査基準の監査項目については、通常監査（経理編）の調査事項の構成と基本的には同様となるが、特に不正防止の観点から、具体的な監査の内容や手続きの明確化を図るとともに、重点的に確認する事項を定めるなど、協会職員による通常監査（経理編）では確認が困難な内容を含めたものとする。

③ 財務監査基準（骨子）

財務監査について、以下の監査の観点を踏まえ、「財務監査基準（骨子）」を別添のとおり示す。

「財務監査基準（骨子）」をもとに、後述する「財務監査研究会」による検討を経て、来年度までに財務監査基準を策定する。

監査の観点

① 管理組織

会計責任者と出納職員を区分するなど内部牽制体制が確保されているか、資産管理が適正に行われているかについて確認。

② 適正な会計処理

経理に関する規定に従った適正な会計処理が行われているか、会計関係書類が適正に作成・保管されているかについて確認。

③ 透明性の確保された契約

契約締結に当たり、適正な入札の実施や随意契約が行われているかについて確認。

監査事項

1 経理区分

2 会計一般

- (1) 会計責任者の任命
- (2) 予算
- (3) 帳簿の整備
- (4) 収入
- (5) 寄付金収入
- (6) 支出
- (7) 積立資産
- (8) 決算
- (9) 契約
- (10) 助成金を管理する専用の預金通帳

3 運営委託経費

④ 財務監査結果の取扱い

- 財務監査の結果、不適切な会計処理が行われていることが確認された場合には、速やかに是正措置を講じるよう文書指導などを実施する。
- また、助成金の不適切な支出が確認された場合には、助成金の返還を求めるとともに、不正の事実が判明した場合には助成決定の取消し等を行うなど所要の措置を講じる。
- 各施設に対する財務監査の結果については、協会において取りまとめた上で、公表を行う。
※ 公表内容については、公表すべき事項等を整理した上で今後検討する。

⑤ 財務監査の進め方

1、基本的な会計処理の徹底

通常監査（経理編）において、企業主導型保育施設の運営を行う上で、基本的な会計処理（本業と保育事業の区分経理の実施や、帳簿・決算書類の整備など）が全ての施設において確実に実施されるよう、通常監査の指導を着実に行っていく。

2、財務監査研究会の発足

協会において、公認会計士や外部委託先等の財務分野に関する知見を有する者を中心として構成する「財務監査研究会」（以下「研究会」という。）を発足する。

3、モデル監査の実施

「財務監査基準（骨子）」をもとに、まずは研究会において「財務監査（仮）基準案」を作成し、点検・評価委員会に報告する。点検・評価委員会報告後、令和3年1月から順次、企業主導型保育施設に対し（仮）基準に基づくモデル監査を実施する。

4、財務監査基準の策定

モデル監査の結果を踏まえ、研究会において財務監査の効果・効率等を検証した上で、「財務監査基準（案）」を今年度末を目途に策定する。

研究会における検証テーマ

モデル監査において得られた個別施設ごとの事例等を踏まえて、助成金の適正な使用を正確に確認しつつ、財務監査の実施の効率化が図られた「財務監査基準」を策定するため、主に次のような内容について検証する。

- ① 監査項目ごとの評価の判定区分（文書指摘や口頭指摘）の検証
- ② 具体的な事例を基にした、それぞれの監査項目におけるさらなる具体的かつ詳細な確認事項の検証
- ③ 監査項目の中で、不正防止の観点から特に重点的に監査を行うべき事項の検証
- ④ 監査結果の公表方法・公表事項の検証

5、委託先の公募

財務監査の委託先については、専門的知見を有する公認会計士又は税理士を有する団体を候補として考えており、第8回点検・評価委員会後、速やかに委託先の公募を開始する。